# 行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報の管理状況の点検について(調査結果)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)(以下まとめて「法」という。)において、行政機関の長及び独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととされています。

また、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定)では、 法の適切な運用のため、行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報の適切な管理 に関する指針を総務省が策定するとともに、各行政機関及び各独立行政法人等は、そ の指針を参考に、その保有する個人情報の取扱いの実情に即した個人情報の適切な管理に関する定め等を整備することとされています。

今般、民間企業において個人情報の大量流出事案が発生したことを受け、上記指針に定める事項のうち、行政機関及び独立行政法人等における、情報システムにおける安全の確保、情報システム室等の安全管理、保有個人情報の業務の委託等に係る保有個人情報の管理状況を中心として、点検・調査を行った結果は、以下のとおりです。

#### <調査対象>

- 〇 対象機関
  - 国の行政機関(43機関)
  - 独立行政法人等(201機関)
- 対象とした保有個人情報

法第 11 条に基づき公表している個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイル (平成 26 年 8 月 8 日時点)

- 調査項目及び調査母数
  - 1 情報システムにおける安全の確保等(調査対象:情報システム)

	情報シス		規模別内訳	(取扱う本人の植	既数)	
	テム数 (計)	千人~1万 人未満	1万人~10 万人未満	10 万人~100 万人未満	100 万人 以上	不明
行政機関	187	41	67	45	33	1
独立行政法人等	2, 015	660	713	557	52	33

2 情報システム室等の安全管理 (調査対象:情報システム室等)

	情報システム室等数
行政機関	237
独立行政法人等	1, 441

3 保有個人情報の業務の委託等(調査対象:委託契約及び派遣労働契約)

	委託契約数	派遣労働契約数
行政機関	215	67
独立行政法人等	1, 101	503

#### 1 情報システムにおける安全の確保等

#### (1) アクセス制御

指針において、保護管理者(保有個人情報を取り扱う各課室等に置くこととされている当該課室等の長又はこれに代わる者。保護管理者は各課室等における保有個人情報を適切に管理する任に当たる。以下同じ。)は、保有個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずることとされており、これらの実施状況を調査した。

また、指針に定める事項以外のものとして、管理者権限の悪用を防止するための措置の実施状況、情報システムの利用に係る外部電磁的記録媒体の使用状況、保有個人情報がダウンロードされた場合の技術的措置の実施状況についても調査した。

調査したアクセス制御に係る措置の実施状況は、次のとおり。

#### ア 情報システムに係るアクセス制御のための認証機能の設定状況

(単位:情報システム、%)

	設定している	設定していない	計
行政機関	176	11	187
	(94. 1)	(5. 9)	(100)
独立行政法人等	1, 902	113	2, 015
	(94. 4)	(5. 6)	(100)

<sup>(</sup>注) 同一の保護管理者において複数の情報システムを設置・管理しており、当該情報システムにおける保有個人情報の管理に係る取扱いが同じである場合は、当該複数の情報システムを一として計上(以下「1 情報システムにおける安全の確保等」において同じ)。

#### イ 認証機能の具体的内容(複数回答)

上記アで認証機能を設定しているとしたものに係る認証機能の具体的内容は、 次のとおり。

(単位:情報システム、%)

	認証機能を設		認証機能の具体的内容(複数回答)				
	総証機能を設定している情報システム数	パスワー ド	ICカード	生体情報	職員等利用者 共通認証基盤 (GIMA)	その他	
行政機関	176	168	29	19	4	12	
1] 以饿崽	(100)	(89.8)	(15.5)	(10.2)	(2.1)	(6.4)	
独立行政法人等	1,902	1,880	67	28	30	104	
强业11以伍八寺	(100)	(93.3)	(3.3)	(1.4)	(1.5)	(5.2)	

# ウ 認証機能におけるパスワード等の管理の定めの整備状況

上記アで認証機能を設定しているとしたものに係るパスワード等の管理の 定めの整備状況は、次のとおり。

(単位:情報システム、%)

	整備している	整備していない	計
行政機関	147	29	176
	(83. 5)	(16. 5)	(100)
独立行政法人等	1, 452	450	1, 902
	(76. 3)	(23. 7)	(100)

# エ パスワード等の管理の定めの見直し状況

上記ウで認証機能におけるパスワード等の管理の定めを整備しているとしたものに係るパスワード等の管理の定めの見直し状況は、次のとおり。

(単位:情報システム、%)

		見直しを実施している					
	(計)	毎年	2~3年に 1回	4~5年 に1回	その他	実施して いない	計
行政機関	135	83	28	5	19	12	147
门政队队	(91.8)	(56.5)	(19. 0)	(3.4)	(12.9)	(8.2)	(100)
独立行政	1, 112	684	134	149	192	340	1, 452
法人等	(76.6)	(47.1)	(9. 2)	(10.3)	(13.2)	(23.4)	(100)

# オ 管理者権限の悪用を防止するための措置の実施状況[指針以外の事項]

(情報システム、%)

		実施している					
		措置の内容 (複数回答)					
		アクセス できる情 報の範囲 を制限	システ ス管理 に 係限を 分散	システム管 理に係る権 限を臨時に 付与	その他	実施して いない	計
行政機関	154	125	38	28	19	33	187
116/1/200	(82.4)	(66.8)	(20.3)	(15.0)	(10.2)	(17.6)	(100)
独立行政法人等	1, 597	1, 391	468	107	52	418	2,015
烟 型 11	(79.3)	(69.0)	(23.2)	(5. 3)	(2.6)	(20.7)	(100)

# カ 情報システムの利用に係る外部電磁的記録媒体の使用状況

(ア) 外部電磁的記録媒体の使用状況[指針以外の事項]

情報システムの利用に係るUSBメモリ、デジタルカメラ、スマートフォン等の外部電磁的記録媒体の使用について、使用することを認めているか否か、また、認めている場合において、府省庁・法人支給の外部電磁的記録媒体を使用しているか否かの状況は、次のとおり。

(単位:情報システム、%)

		認めている			
	(計)	府省庁・法人支給の 外部電磁的記録媒 体を使用している	府省庁・法人支 給の外部電磁的 記録媒体を使用 していない	認めていない	計
行政機関	134	99	35	53	187
	(71.7)	(52.9)	(18.7)	(28.3)	(100)
独立行政法人等	1,074	646	429	941	2,015
独立11 政伝八寺	(53.3)	(32. 1)	(21. 3)	(46.7)	(100)

(イ) USBメモリの接続を禁止するための技術的措置の実施状況[指針以外の事項]

上記(ア)において「認めていない」としたもののうち、USBメモリの接続を禁止するための技術的措置を講じているか否かの状況は、次のとおり。

(単位:情報システム、%)

	実施している	実施していない	計
行政機関	32	21	53
	(60. 4)	(39. 6)	(100)
独立行政法人等	585	356	941
	(62. 2)	(37. 8)	(100)

(ウ) USBメモリ以外の外部電磁的記録媒体の接続を禁止するための技術的措置 の実施状況[指針以外の事項]

上記(ア)において「認めていない」としたもののうち、デジタルカメラやスマートフォン等のUSB以外の外部電磁的記録媒体の接続を禁止するための技術的措置を講じているか否かの状況は、次のとおり。

(単位:情報システム、%)

		美	(·)		
	実施している		実施する 予定	実施を検 討中	計
/テルナ牧用	29	24	13	2	53
行政機関	(54.7)	(45.3)	(24.5)	(3.8)	(100)
独立行政法人等	501	440	11	62	941
独立11以伝八寺	(53. 2)	(46.8)	(1.2)	(6.6)	(100)

キ 保有個人情報がダウンロードされた場合の技術的措置の実施状況[指針以外の事

#### 項〕

一定数以上の保有個人情報がダウンロードされた場合、警告表示がなされる等の技術的措置の実施状況は、次のとおり。

(単位:情報システム、%)

	実施している	実施していない	計
行政機関	54	133	187
	(28. 9)	(71. 1)	(100)
独立行政法人等	398	1, 617	2, 015
	(19. 8)	(80. 2)	(100)

#### (2) アクセス記録

指針において、保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるとされているほか、保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずることとされており、これらの実施状況について調査した。

調査した措置の実施状況は、次のとおり。

#### ア 保有個人情報へのアクセス状況に係る記録の実施状況

(単位:情報システム、%)

	記録している	記録していない	計
行政機関	140	47	187
	(74. 9)	(25. 1)	(100)
独立行政法人等	1, 461	554	2, 015
	(72. 5)	(27. 5)	(100)

# イ アクセス記録に係る保存・分析・改ざん等防止措置の実施状況

上記アにおいて「記録している」としたもののうち、(ア) アクセス記録の保存の実施状況、(イ) アクセス記録の分析の実施状況、(ウ) アクセス記録の改ざん等防止のための措置の実施状況は、次のとおり。

#### (ア) アクセス記録の保存の実施状況

アクセス記録を一定の期間保存しているか否かの状況は、次のとおり。

(単位:情報システム、%)

	保存している	保存していない	計
行政機関	140 (100. 0)	0 (0.0)	140 (100)
独立行政法人等	独立行政法人等 (98.1)		1, 461 (100)

#### (イ) アクセス記録の分析の実施状況

保有個人情報への不審なアクセスを検出するためのアクセス記録の定期 又は随時の分析措置の実施状況は、次のとおり。

(単位:情報システム、%)

	実施している	実施していない	計
行政機関	110	30	140
	(78. 6)	(21. 4)	(100)
独立行政法人等	756	705	1, 461
	(51. 7)	(48. 3)	(100)

# (ウ) アクセス記録の改ざん等防止のための措置の実施状況

アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のための措置の実施 状況は、次のとおり。

(単位:情報システム、%)

	実施している	実施していない	計
行政機関	107 (76. 4)	33 (23. 6)	140 (100)
独立行政法人等	1 005		1, 461 (100)

#### (3)情報システムで取り扱う職務上不要となった保有個人情報の取扱い

指針において、職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うこととされており、これらの実施状況を調査した。

調査した実施状況は、次のとおり。

#### ア 電磁的記録媒体に保存された保有個人情報の消去の実施状況

電磁的記録媒体に保存された保有個人情報について職務上不要となった場合における、情報の消去の実施状況は、次のとおり。

	消去している	消	労去していない 職務上不要となった保 有個人情報がないこと を理由とするもの	計
行政機関	153	34	27	187
1) 収機関	(81.8)	(18.2)	(14. 4)	(100)
独立存础法人签	1, 205	810	630	2,015
独立行政法人等	(59.8)	(40.2)	(31.3)	(100)

# イ 電磁的記録媒体内に保存された保有個人情報の抹消の実施状況

電磁的記録媒体を廃棄する場合において、当該記録媒体内に情報が残留した 状態とならないよう、全ての情報を復元できないように抹消しているか否かの 状況は、次のとおり。

(単位:情報システム、%)

	抹消している	∄	に消していない 廃棄が必要となった電 磁的記録媒体がないこ とを理由とするもの	計
行政機関	158	29	23	187
	(84. 5)	(15. 5)	(12. 3)	(100)
独立行政法人等	1, 583	432	353	2, 015
	(78. 6)	(21. 4)	(17. 5)	(100)

# 2 情報システム室等の安全管理

#### (1)入退室の管理

指針において、保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等(以下「情報システム室等」という。)に入室する権限を有する者を定める等一定の措置を講ずることとされており、これらの実施状況を調査した。

入退室の管理に係る措置の実施状況は、次のとおり。

# ア 入室権限の定めの状況

情報システム室等に入室する権限を有する者を定めているか否かの状況は、 次のとおり。

(単位:情報システム室等、%)

	定めている	定めていない	計
行政機関	222	15	237
	(93. 7)	(6. 4)	(100)
独立行政法人等	1, 166	275	1, 441
	(80. 9)	(19. 1)	(100)

イ 入退室の際の措置の実施状況

情報システム室等を入退室する際の措置の実施状況は、次のとおり。

(単位:情報システム室等、%)

			措置の内容(複数回答)								
	情報シ ステム 室等数	措置を 実施	用件の確認	入退室 の記録	部外者 につい ての識 別化	部外者 が入る場 合の職 員の立 会い	出入口 の特定 化	所在表 示の制 限	認証機 能の設 定	行政事 務には 係し い機 の 持限 の制限	その他
行政機関	237	233 (98. 3)	219 (92. 4)	202 (85. 2)	156 (65. 8)	197 (83. 1)	203 (85. 7)	133 (56. 1)	108 (45. 6)	128 (54. 0)	9 (3. 8)
独立行政法人等	1, 441	1, 409 (97. 8)	999 (69. 3)	788 (54. 7)	795 (55. 2)	900 (62. 5)	1, 019 (70. 7)	391 (27. 1)	583 (40. 5)	196 (13. 6)	74 (5. 1)

- (注) 1 「所在表示の制限」とは、情報システム室等であることが分からないよう表示を制限する等の措置を 講じることを指す。
  - 2 「行政事務に関係しない機器」とは、私物のスマートフォン、モバイル端末、USBメモリ等の外部 電磁的記録媒体等を指す。

# (2)情報システム室等の管理

指針において、保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室 等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずることとされており、 これらの実施状況を調査した。

外部からの不正な侵入に備えた措置の実施状況は、次のとおり。

(単位:情報システム室等、%)

			措置の内容(複数回答)			
	情報システ ム室等数	措置を実施	施錠装置の設置	警報装置 の設置	監視設備 の設置	その他
行政機関	237	237 (100. 0)	233 (98. 3)	82 (34. 6)	81 (34. 2)	20 (8. 4)
独立行政法人等	1, 441	1, 414 (92. 2)	1, 329 (92. 2)	257 (17. 8)	376 (26. 1)	125 (8. 7)

#### 3 保有個人情報の業務の委託等

# (1) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合における管理の実施状況

指針において、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、 個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要 な措置を講ずる等一定の措置を講ずることとされており、これらの実施状況を調 査した。

また、指針に定める事項以外のものとして、履行状況の確認状況及び確認方法、法律の周知状況についても調査した。

保有個人情報の業務の委託に係る措置の実施状況は、次のとおり。

# ア 選定に係る措置の実施状況

個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することを防止するための措置の実施状況は、次のとおり。

(単位:委託契約、%)

	実施している	実施していない	計
行政機関	203	12	215
	(94. 4)	(5. 6)	(100)
独立行政法人等	939	162	1, 101
	(85. 3)	(14. 7)	(100)

#### イ 委託先との契約書の記載事項

委託先との契約書(仕様書を含む。)における記載事項の状況は、次のとおり。

(単位:委託契約、%)

				委託先との契約書における記載事項(複数回答)					
	安計 のいずれ   契約 かの記載	右記事項 のいずれ かの記載 があるも の	個人情報 に関する 秘密保持 等の義務	個人情報 に関する 目的外利 用の禁止	再の又件する項件はる項	個報製制関 事項 事項	個の編集 を を を を を を を を を を と は に る り の り の れ り に り に り に り に り れ り に り れ り れ り に り れ り れ	委時る報及の関 が返する 関のび返する 関項	違場け解こと にお約措 とのなる でなる でなる でなる でなる でなる である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である
行政機関	215	214 (99. 5)	211 (98. 1)	204 (94. 9)	209 (97. 2)	198 (92. 1)	187 (87. 0)	186 (86. 5)	208 (96. 7)
独立行政 法人等	1, 101	1, 084 (98. 5)	1, 057 (96. 0)	1, 019 (92. 6)	963 (87. 5)	936 (85. 0)	935 (84. 9)	897 (81. 5)	983 (89. 3)

# ウ 管理体制等に係る書面での確認状況

委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しているか否かの状況は、次のとおり。

(単位:委託契約、%)

	確認している	確認していない	計
行政機関	169 (78. 6)	46 (21. 4)	215 (100)
独立行政法人等	独立行政法人等 691 (62.8)		1, 101 (100)

エ 履行状況の確認状況及び確認方法[指針以外の事項] 委託先における個人情報の管理の履行状況を継続的に確認しているか否かの 状況は、次のとおり。

(単位:委託契約、%)

	確認している					
		確認方法(複数回答)			確認して	<b>⇒</b> 1
		定期的な報告	訪問・立 入検査等 の監査	その他	いない	計
行政機関	179	133	26	34	36	215
1 以成民	(83. 3)	(61. 9)	(12.1)	(15.8)	(16.7)	(100)
独立行政法人等	657	486	111	123	444	1, 101
	(59.7)	(44. 1)	(10.1)	(11.2)	(40.3)	(100)

# オ 法律の周知状況[指針以外の事項]

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法についての委託先への周知状況は、次のとおり。

(単位:委託契約、%)

	周知している	周知していない	計
行政機関	185	30	215
	(86. 0)	(14. 0)	(100)
独立行政法人等	789	312	1, 101
	(71. 7)	(28. 3)	(100)

# (2) 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合における管理の実施状況

指針において、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する 事項を明記することとされており、この実施状況を調査した。

保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合における管理の実施状況は、次のとおり。

# ア 派遣労働者との契約書の記載事項

派遣労働者との契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項が記載されているか否かの状況は、次のとおり。

(単位:派遣労働契約、%)

	記載している	記載していない	計
行政機関	63	4	67
	(94. 0)	(6. 1)	(100)
独立行政法人等	448	55	503
	(89. 1)	(10. 9)	(100)

# イ 法律の周知状況[指針以外の事項]

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法についての派 造労働者への周知状況は、次のとおり。

(単位:派遣労働契約、%)

	周知している	周知していない	計
行政機関	61	6	67
	(91. 0)	(9. 0)	(100)
独立行政法人等	359	144	503
	(71. 4)	(28. 6)	(100)